平成２９年（フ）第３６１号
高知県香美市土佐山田町戸板島199番地２
債務者　真鍋　倫子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３号
高知市長浜3928番地５
債務者　松本　尚也
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８１号
高知市吉田町５番28号　中河荘１階２号
債務者　大西　諒輔
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５号
山形県鶴岡市朝暘町12番28―１号
債務者　渡部　　孝
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成３０年（フ）第３１号
群馬県邑楽郡大泉町富士３丁目18番21―302号　富士之越シティハイツ、前住所群馬県邑楽郡大泉町西小泉１丁目２番６号　昭和ハイツ105号
債務者　石田　治代
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第３００号
京都市南区西九条島町45番地４　メイゾン油小路　402
債務者　久米　喜文（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３３７号
京都市北区衣笠開キ町169番地
債務者　石納　敏勝
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３４１号
京都市右京区梅津開キ町９番地13　サンリット梅津202
債務者　古川　　薫
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３４７号
京都市南区吉祥院前田町10番地２　吉祥院ヴィラ407号室、前住所京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町18番地　デリス西大路Ｓ棟301
債務者　**西**村　大輔
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
兵庫県尼崎市上坂部１丁目８番１―129号、前住所兵庫県尼崎市東塚口町１丁目10番10号インベスト塚口Ｓ―ＦＲＯＮＴ904号
債務者　木村　聖子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６２号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目７番30―208号
債務者　佐田　哲治
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３３号
兵庫県小野市大開町834番地の27
債務者　岡本　　守
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成３０年（フ）第１４号
和歌山県西牟婁郡白浜町1093番地の４　グリーンヴィラ102号
債務者　道畑　昇子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第７４号
香川県高松市一宮町2008番地８
債務者　塩田　智和
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第７７０号
大阪府守口市大久保町５丁目11番５号　102号室
債務者　正岡工業こと　正岡　秀一
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１１８号
大阪市旭区太子橋１丁目９番１―1101号
債務者　白濱　優真（旧姓中川・井上）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４６４号
大阪市生野区勝山南１丁目４番10号
債務者　赤井　憲雄
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部